

北海道大学法科大学院年次報告書
【平成29年度評価実施】

平成30年6月

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者		機構使用欄
国立大学法人 北海道大学		
(2) 教育上の基本組織		機構使用欄
大学・研究科・専攻名	北海道大学・大学院法学研究科・法律実務専攻	
開設年度	平成16年度	
(3) 所在地		機構使用欄
北海道札幌市		
<p>(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)</p>		
(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー		機構使用欄
教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像	<p>(教育の理念及び目標)</p> <p>21世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野，さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹，すなわち，専門法曹としての基礎的能力とともに，変容する社会からの高度な要請に応えられる応用力・発展力を身につけた法曹の養成を目指す。</p> <p>(養成しようとする法曹像)</p> <p>本法科大学院は，具体的には，次のような能力・資質を備える法曹の養成を目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 基本的法分野における体系的で深い理解 (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識 (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識 (iv) 柔軟で創造的な思考力 (v) 交渉能力と説得能力 (vi) 人権感覚・倫理性 (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力 (viii) 他の専門分野に対する理解能力 	
	<p>法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は，グローバル化のなかで，日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し，また，社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が求められるという社会状況に</p>	

ディプロマ・ポリシー

云々の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっているという社会状況において、様々な社会領域の要請に応えることのできる、高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目標としています。法科大学院では、この目標とする法曹像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を定め、当該能力を身につけたことを示す所定の修了要件を満たした者に法務博士の学位を授与します。

・法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の学位授与水準

現代社会において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応えうる応用力・発展力を持たなければなりません。法科大学院は、社会からの要請に応じる応用力・発展力の方向性として、先端的なビジネス部門を得意とする法曹，市民生活に密着した法曹の2つを想定し、法曹としてのコモンスピリットとしての基礎力および2つの方向性のいずれかにおける応用力・発展力という付加価値を有する法曹の養成を目標としており、次の能力を持つと認められる者に法務博士の学位を授与します。

- 基本的法分野における体系的で深い理解
- 先端的・応用的法分野における専門的知識
- これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- 柔軟で創造的な思考力
- 交渉能力と説得能力
- 人権感覚・倫理性
- グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- 他の専門分野に対する理解力

カリキュラム・ポリシー	<p>法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は学位授与の方針で掲げる法曹を養成するため、次の特色ある取組により教育課程を編成し、実施します。</p> <p>【5つの教育プログラム】 高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹養成のための、理論的教育と実務的教育を有機的、効果的に実施するため、次の5つの教育プログラムを提供します。</p> <p>①基礎プログラム 法学未修者向けの授業科目として、法律基本科目に関する基礎的知識を修得させるプログラム</p> <p>②深化プログラム 基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させるプログラム</p> <p>③法実務基礎プログラム 法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋となるべきプログラム</p> <p>④先端・発展プログラム 知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させるとともに、労働法、社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的・発展的な専門知識を修得させるプログラム</p> <p>⑤学際プログラム 基礎法学や政治学等の知見を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、更にそれらの知見を法実践にも活かす能力の涵養を目指すプログラム</p>	
-------------	---	--

<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>【社会からの要請に応じる応用力・発展力の養成のためのプログラム編成】 先端的なビジネス部門を得意とする法曹，市民生活に密着した法曹の2つを想定し，先端・発展プログラムの中に，①知的財産法，企業法務などの先端ビジネス部門と②環境法，医療訴訟などの生活関連部門という2つの部門を設けています。</p> <p>【双方向的ないし多方向的授業】 双方向的で，対話，レポート作成を盛り込んだ教育手法を用いることによって，修得した法的専門知識の応用力，分析力，表現力を学生に体得させることを図ります。</p> <p>【教育の質保証】 教育の質を保証するため，ファカルティ・ディベロップメント委員会を設け，授業評価等，教育内容及び方法の改善に取り組みます。</p> <p>【キャリア形成の支援】 キャリアサポート委員を配置し，司法試験合格を果たした修了生の就職活動を支援するのはもちろんのこと，法曹からの転身をはかる修了生に対しても支援を行います。</p>	
--------------------	---	---

(注) 各法科大学院が公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

分類			所属	教授	准教授	講師	助教	計		
								うち、法曹としての実務の経験を有する者		
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	法科大学院	7	2	0	0		9	
		実務家・専任教員		4	0	0	0	4	4	
		実務家・みなし専任教員		2	0	0	0	2	2	
	兼務研究者・専任教員	専・他	学士課程							
			修士課程							
			博士前期課程							
			博士後期課程	6	2	0	0		8	
			専門職学位課程							
	兼務実務家・専任教員	専・他	学士課程							
			修士課程							
			博士前期課程							
			博士後期課程							
			専門職学位課程							
	兼任教員（学内の他学部等の教員）		兼任		14	4	1	0		19
兼任教員（他の大学等の教員等）		兼任		4	1	25	0		30	
合計				37	9	26	0	6	72	

機構使用欄

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員（年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法律基本科目							基 法 律 科 実 務	隣 基 礎 法 科 目 学	科 展 開 ・ 先 端
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
2	2	3	2	2	2	2	7	0	7

機構使用欄

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区分	開設授業科目								修了に必要な修得単位数		機構使用欄
	必修科目		選択必修科目		選択科目		合計		単位数	備考	
	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数			
法律 基 本 科 目	公法系科目			7	12			7	12	8	<ul style="list-style-type: none"> ・48単位以上 ・「民法Ⅳ」または「現代家族法」の修得を要する。 ・「基礎プログラム」の授業科目において、14科目以上を選択し、28単位以上の修得を要する。(法学既修者を除く。) ・「深化プログラム」の授業科目において、事例問題研究に係る授業科目から、20単位以上の修得を要する。
	民事系科目			18	36			18	36	24	
	刑事系科目			7	13			7	13	10	
法律実務基礎科目	1	2	11	21			12	23	12		
基礎法学・隣接科目					15	30	15	30	4		

展開・先端科目					40	80	40	80	12	・「先端・発展プログラム」から一つの部門を選択し、当該部門、部門共通及び共通科目に係る授業科目から10単位以上を含む合計12単位以上の修得を要する。
合計	1	2	43	82	55	110	99	194	94	

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区分	開設授業科目			修了に必要な 修得単位数	備考	機構使用欄
	授業科目名	単位数	必修・選択等			
法曹倫理	法曹倫理 I	2	選択必修	2 単位	※法情報調査については、入学ガイダンスにおいて指導を行っている。 ※法文書作成については、必修科目である「民事実務演習 A」のほか、選択必修科目である「民事実務演習 B」、「刑事実務演習 A」、「刑事実務演習 B」及び「刑事実務演習 C」において指導している。 ※エクスターンシップ I, エクスターンシップ II の単位は、進級に必要な単位数に算入することができない。	
	法曹倫理 II	2	選択必修			
民事訴訟実務の基礎	民事実務演習 A	2	必修	2 単位		
	民事実務演習 B	2	選択必修	4 単位		
刑事訴訟実務の基礎	刑事実務演習 A	2	選択必修			
	刑事実務演習 B	2	選択必修			
	刑事実務演習 C	2	選択必修			
法情報調査	不開設	-	-	-		
法文書作成	不開設	-	-	-		
模擬裁判	刑事実務演習 A・B・C の授業の一環として合同で実施	-	-	-		
ローヤリング	ローヤリング＝クリニック A	各 2	選択必修	4 単位		
クリニック	ローヤリング＝クリニック B					
エクスターンシップ	エクスターンシップ I	1	選択必修			
	エクスターンシップ II	2	選択必修			
公法系訴訟実務の基礎	公法実務演習	2	選択必修			
その他	-	-	-			

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「-」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（１）又は（２）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区 分	平成30年度	平成29年度	変更内容	機構使用欄
法律基本科目				
法律実務 基礎科目	—	法情報学（選択必修科目、2単位）	廃止	
	エクスターンシップⅠ（選択必修科目、1単位） エクスターンシップⅡ（選択必修科目、2単位）	エクスターンシップ（選択科目、1単位）	名称変更、新規開設、選択必修科目への変更	
基礎法学・隣接科目				
展開・先端科目	—	立法過程論（選択必修科目、2単位）	廃止	

- （注）
1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
 2. 「平成〇年度」欄及び「平成（〇－1）年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。
 3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区 分	講義	演習	実習	その他	機構使用欄
1単位当たりの授業時間	15時間	15時間	30時間		
1年間の授業期間	1学期：4月5日～7月30日 2学期：9月25日～1月28日（冬期休業：12月27日～1月3日）				
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	15回（2単位）				

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区 分	単位数	備 考	機構使用欄
1年次	36	エクスターンシップⅠ（1単位）、エクスターンシップⅡ（2単位）及びフィールドワーク（1単位）については、実習の授業科目であることに鑑み、いずれか1科目だけは36単位を超えて履修することができる。 なお、最終学年にあつては、上記に関わらず44単位を超えて履修することができない。 また、民事法基礎ゼミ（1単位）については、解釈指針3-3-1（1）アにより履修登録単位数上限の対象外として取り扱う。	
2年次	36		
3年次 (最終年次)	44		

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
2. 基準3-3-1(1)ア又はイに該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、アに該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区 分	内 容				備 考	機構使用欄
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方		点～	点	きめ細かな成績評価を可能とするため、5段階（秀・優・良・可・不可）の評価並びに合格及び不合格による評価制度を導入している。	授業科目「エクスターナシップⅠ」及び「エクスターナシップⅡ」の成績評価については、左欄の成績ランクによらず、「合格・不合格」の2段階のランクで評価することとしている。成績評価の基準については、学生便覧に掲載し、学生に周知している。	
		点～	点	なお、成績評価の公平性・透明性を確保するため、成績判定会議を設置し、成績評価基準や成績分布等について審議している。		
		点～	点	また、的確な成績評価を行うため、相対評価の視点を導入している。不可は絶対評価だが、秀・優・良・可については、履修者数が25名以上の科目や基礎プログラムではそのバランスに配慮し、原則として、秀ないし優はおおむね15%～30%程度、また成績分布は山型になるよう努めている。		
		点～	点	またこれ以外の科目にあっても、評価が同一の成績区分に集中することのないよう留意している。		
		点～	点			
成績評価における考慮要素	基本的に、定期試験における筆記試験を中心としながら、その科目の特性に応じて、レポートや口述試験等を加味するなどの工夫をして判定している。				各授業科目のシラバスに掲載し、学生に周知している。	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
 2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	成績について学生の側に疑問がある場合には、当該科目の担当教員に成績評価について説明を求める機会を設けており、単位が認定されなかった学生については特に、上記のような説明を求めてもなお疑問が解消されない場合に、「単位認定に対する異議申立て制度」を設けている。この場合、学生は、単位認定について担当教員から受けた説明とそれに対する疑問を記した異議申立書を教務委員会に提出し、同委員会が、必要とあれば関係当事者等から事情聴取するなどした上でその是非を判定し、結果を書面にて当該学生に回答する、という手順を取っている。	
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	各学期の定期試験終了後に、教務委員会が主宰する成績判定会議において、科目担当者の成績判定について、その判断の対象・評価基準・成績分布等について、相互に報告・検討した上で、法科大学院教員会議に諮ることとしている。	

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価の基準 (採点のポイント等)	試験終了後に解説会を開催、または解説を掲示、あるいは優秀答案・優秀レポートを学生の同意を得て公表するなどしている。	
成績分布データ	成績確定後、成績分布データを掲示している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験(本試験)・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	機構使用欄
期末試験 (本試験)		受験資格を設ける場合は、シラバスにその内容を明記している。		
再試験	有	当該学期に当該科目を履修した者で、単位を取得できなかった者(法律基本科目の一部及び法律実務基礎科目の一部で実施)ただし、次のいずれかの場合には受験資格を認めない。 (1) 平常点等が低すぎ、各科目所定の成績評価の基準・方法により再試験を受けても合格の可能性がないと授業担当教員が認めた場合。 (2) 定期試験を受験しなかった場合。 ※上記(1)及び(2)の受験資格の制限は平成27年度以前入学者には適用しない。	再試験の成績評価は「可・否」で行い、また、再試験の追試験は行わない。	
追試験	有	疾病、忌引き、公共交通機関の遅延等やむを得ない事情から定期試験を受験できなかった者で、教務委員会が必要と認めた場合		

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
 2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
 3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
 4. 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置	機構使用欄

<p>期末試験と再試験ないし追試験とで類似した問題が出題されないように、問題作成の際、担当者に注意を促すこととしている。</p>	
<p>(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。</p>	

(5) 修了要件

		機構使用欄
標準修業年限 (長期履修)	3年 (年)	
単位数	94単位	
GPA※	無	
修了試験	無	

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
 2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法：	機構使用欄

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分		法律基本科目 の単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件単位数	備 考	機構使用欄
単位数	法学未修者	48～61	33～46	94		
	法学既修者	20～33	31～44	64		

(注) 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い

区 分	取扱い	機構使用欄
入学後の修得単位	<p>法科大学院教員会議の承認を得て、「他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修」することができる。この承認に際して、法科大学院教員会議は、その科目が本法科大学院のどの教育プログラム（必要がある場合にはどの科目）に該当するかを指定する。このようにして修得した単位は、30単位まで修了要件単位に算入することができる。</p> <p>なお、「学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果」についても、上記により修了要件単位に算入する単位数と合わせて30単位まで修了要件単位に算入することができる。</p> <p>また、法科大学院教員会議の承認を得て、「他の専攻,他の研究科,学院又は教育部（公共政策学教育部）の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目」を履修することができる。</p> <p>このようにして修得した単位は、30単位まで修了要件単位に算入することができる。</p> <p>※ただし、2年課程については、これらの制度による単位の算入は適用できない。</p>	
入学前の修得単位	<p>本法科大学院入学前に「本学若しくは他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果」について、法科大学院教員会議の承認によって30単位まで修了要件単位に算入することができる。</p> <p>※上記「入学後の修得単位」との合計は、30単位を超えることができない。</p> <p>また、2年課程については、この制度による単位の算入は適用できない。</p>	
法学既修者認定単位	<p>2年課程への志願者には法律科目試験（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）を課し、2年課程への入学が認められた者は、1年間の在学期間の短縮が認められ、かつ、3年課程の1年次に開講される基礎プログラム（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する基礎的知識を修得）28単位及び区分に指定されない2単位が認定される。</p>	
十分な実務経験を有する者の取扱い	なし	

(注)「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

(8) 法学既修者の認定

(8) 法学既修者の認定		機構使用欄
法律科目試験の対象分野	憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法	
履修免除対象	法律基本科目の内, 法学未修者1年次に配当される, 法律基本科目の基礎的知識を習得する「基礎プログラム」のすべての科目(28単位)及び区分に指定されない科目(2単位)	
履修免除単位数	30単位	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	自大学法学部の「定期試験問題・再試験問題・追試験問題」と同一又は類似の問題を出題しないよう複数教員で確認している。採点時には、答案用紙では学生の氏名は確認できないようになっている。	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	他の機関が実施する法律科目試験結果は考慮していない。	

- (注) 1. 「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
2. 「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。

5. 入学者選抜

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

北海道大学法科大学院は、これからの社会にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を教育理念とする。そのため、入試制度においては、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜する。また、選抜に当たっては、公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講じる。	機構使用欄

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等	機構使用欄
法学未修者	<p>【第1次選抜】 書面審査（入学願書、成績証明書、志望理由書、能力証明資料等の書類を総合的に評価する）により、第2次選抜の実際の受験者が定員（50名）の4倍程度となるよう、選抜を行う。 ただし、事情に応じて、志願者が定員の4倍に満たない場合であっても第1次選抜を行う場合、又は、第1次選抜の結果第2次選抜の実際の受験者が定員の4倍に満たない場合がある。</p> <p>【第2次選抜】 小論文試験を課し、書面審査及び小論文試験の結果により合格者を決定する。</p>	
法学既修者	<p>【第1次選抜】 法学未修者と同じ。</p> <p>【第2次選抜】 法律科目試験を課し、書面審査及び法律科目試験の結果により合格者を決定する。 なお、民事法系（民法・商法・民事訴訟法）、公法系（憲法・行政法）、刑事法系（刑法・刑事訴訟法）の、それぞれの系ごとの各科目の合計点において、最低ラインに達していない系が1つでもある者については、それだけで不合格とする。最低ラインは各系ごとの各科目の満点の合計点（民事法系160点、公法系120点、刑事法系120点）の20%とする。</p>	

- (注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
入 学 定 員	50 (未修:20, 既修30)	50 (未修:20, 既修30)	50 (未修:20, 既修30)	50 (未修:20, 既修30)	80 (未修:25, 既修55)	
志 願 者 数	106	114	121	174	204	
受 験 者 数	96	100	107	151	173	
合 格 者 数	48	52	57	71	78	
競 争 倍 率	2.00	1.92	1.87	2.12	2.21	
入 学 者 数	27	41	39	50	43	
入学定員超過率	0.54	0.82	0.78	1.00	0.53	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例:入学定員30人(未修:20,既修:10))
 3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
 5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \approx 『2.77』$ となります。)

(4) 入学者選抜の改善

	機構使用欄
平成31年度入試から、前期入試の時期を早めている。	

- (注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 司法試験の合格状況

① 解釈指針1-1-2-2(1) 関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	機構使用欄
平成30年度	※	※	※	
平成29年度	118	29	0.2457	
平成28年度	128	30	0.2343	
平成27年度	147	42	0.2857	
平成26年度	161	41	0.2546	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1-1-2-2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例：合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 『0.1756』$ となります。)

②解釈指針 1-1-2-2 (2) 関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	機構使用欄
		司法試験実施年度							
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計		
平成29年度	39					※	※		
平成28年度	45				10	※	※		
平成27年度	49			13	9	※	※		
平成26年度	58		17	9	4	※	※		
平成25年度	70	18	13	5	4	※	※		

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
- 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
 - 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。
 - 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例：合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx [0.1756]$ となります。)

(2) 法学未修者

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	15	13	19	20	20	
修了率	0.83	0.76	0.82	0.87	0.71	
特徴的な進路		栃木県庁(1) 本学法学研究 科博士課程(1)	裁判所事務官(1)			

(3) 法学既修者

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	21	30	26	36	47	
修了率	0.84	0.93	1.00	0.90	0.95	
特徴的な進路		本学公共政策 大学院(1)	裁判所事務官(1)			

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学人数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例：修了者数が38人、入学人数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268 \dots \approx [0.92]$ となります。)
3. 「特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

(1) 自己点検及び評価の体制		機構使用欄
担当組織	北海道大学法科大学院点検評価専門委員会	
評価項目	(1) 教育目的 (2) 教育内容 (3) 教育方法 (4) 成績評価及び修了認定 (5) 教育内容等の改善措置 (6) 入学者選抜 (7) 学生の支援体制 (8) 教員組織 (9) 管理運営等 (10) 施設, 設備及び図書館等	
自己点検・評価書の公表年・月	平成29年6月	
自己点検・評価書の公表方法	法科大学院ホームページにて公表 http://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/rating/	

- (注) 1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月(表紙等に記載の上梓日等)を記入してください。

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び評価の結果	改善の事例	備考	機構使用欄
<p>本法科大学院への進学希望者に複数の受験機会を与えるべく、入学試験の実施時期及び実施回数を見直しを行い、平成29年度以降、入学試験を前期入試（9月上旬）と後期入試（11月中旬）の2回に分けて実施する予定である。</p>	<p>平成30年度に実施する入学試験は、平成29年度に実施した入学試験の結果をふまえて検討した結果、前期入試は6月30日、7月1日に実施し、後期入試は11月17日、18日に実施する予定である。</p>	<p>平成31年度に実施する入学試験の実施時期及び実施回数は、平成30年度に実施した入学試験の結果をふまえて、更に検討する予定である。</p>	
<p>自己点検及び評価の結果を更に有効に活用する余地はないかについて、継続的に検証を行うことが必要であろう。</p>	<p>自己点検及び評価の結果をふまえた対応策につき、法科大学院教員会議で、適宜、審議及び報告し、教員間での情報共有と、対応策の実施についての共通認識を深めつつある。</p>	<p>新たな対応策を策定する際は、その都度、教員会議における審議及び報告を行う予定である。</p>	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考	機構使用欄
第2章	法律基本科目の授業科目すべてが選択必修科目とされ、法科大学院教育で一般的に必要とされる内容が、学生の履修選択によっては履修することなく修了することが可能とされており、必修科目、選択必修科目の分類が適切に行われるよう、改善を図る必要がある。	選択必修科目を必修科目にするなどの方向で検討中である。		
第2章	法律実務基礎科目のうち法曹倫理について、2授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2-1-6(1)アで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。	いずれかを必修科目とする方向で検討中である。		
第2章	法律実務基礎科目のうち刑事訴訟実務の基礎について、3授業科目が選択必修科目とされているものの、基準2-1-6(1)ウで規定する内容が、必ずしも適切に整理されておらず、必修科目、選択必修科目の分類が適切ではないため、いずれかを必修科目として、学生に必ず履修させるなどの改善を図る必要がある。	いずれかを必修科目とする方向で検討中である。		
第2章	一部の授業科目において、所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されていることについて、過不足が生じる事態が常態化しており、特に、所定の授業時間を超えた補講の実施状況から、補講を前提とした授業計画が策定されているとかがえるものがあるため、組織として改善する必要がある。	平成30年度から、授業時間の過不足を教務委員がチェックし、必要に応じてその理由を担当教員に確認する仕組みを導入した。		

第2章	一部の授業科目の補講が、同一日に3～4コマ分実施されており、学生の履修上過密性が見受けられるため、改善を図る必要がある。	法科大学院教員会議において、同一日に3コマ以上の補講を実施することは避けることが承認され、各授業担当教員に周知徹底を図った。	
第2章	相互に関連を有し、多数の学生が履修している複数の選択必修の授業科目において、同一日に複数の授業が実施されており、多数の学生が同一日に6コマ分の授業を履修していることから、学生の履修上過密性が見受けられるため、授業の実施時間について改善する必要がある。	対応について現在検討中である。	
第3章	到達目標にあるもののうち、授業で直接取り上げない事項について、学生が直接履修しない授業科目に対する自学自習の指示等が必ずしも明確になっておらず、組織全体としての学習支援の措置が講じられているとはいえないため、改善を図る必要がある。	対応について現在検討中である。	選択必修科目の必修科目化などのカリキュラム変更と合わせて、学習支援措置を検討する。
第4章	カリキュラムの特性上選択必修科目として位置付けている科目、特に法律基本科目について、到達目標に対する学生の到達レベルを測定するために、組織全体として適切な手段を講じる必要があるものの、必ずしもすべての学生が全授業科目を履修していない状況が生じているため、履修指導以上の組織的な措置を講じるなど、改善を図る必要がある。	対応について現在検討中である。	選択必修科目の必修科目化などのカリキュラム変更と合わせて、学習支援措置を検討する。
第4章	シラバスにおける成績評価の考慮要素や割合の記載が不明確な授業科目のうち、一部の授業科目について、あらかじめ学生に明示されていないため、改善を図る必要がある。	当該科目については担当者に連絡し、授業中に周知するなど学生への周知を徹底した。また、「法科大学院における成績評価基準のガイドライン」を修正し、「成績評価の方法」については、具体的な評価項目とその割合等を明記して、シラバスに記載することが法科大学院教員会議において決定された。	

第4章	各授業科目の採点基準が統一されていないことにより、法科大学院全体としての成績評価に関する共通理解が必ずしも図られておらず、学生への成績評価に関する必要情報のうち、採点基準の告知もされていないため、客観的かつ厳正な成績評価を行うために採点基準の策定及び告知を組織的に行う必要がある。	対応について現在検討中である。		
第6章	平成28年度及び平成29年度において、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っており、入学者選抜の改善への取組がまだまだ十分な成果を上げていないため、実効的な改善措置を講じる必要がある。	平成30年度入試から前期・後期入試を導入し、また、31年度入試では前期入試の時期を約2か月早め、募集の広報についても前倒して実施し、他大学法科大学院よりも早期に学生を確保することとした。		
第11章	法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価における評価項目は、国立大学法人評価における評価項目に基づいて実施されているものの、本評価において明らかとなった選択必修科目の分類、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っている点等、法科大学院における教育活動等の改善に必ずしも繋がっているものとはいえ、改善を図る必要がある。	対応について現在検討中である。		
第11章	休講・補講の回数の乖離に係る前回評価における指摘事項への対応について、依然として組織的な対応が十分ではないことから、法科大学院における教育活動等の改善に活用するために、自己点検及び評価が適切に機能するものとなっているとはいえ、改善を図る必要がある。	対応について現在検討中である。		
第11章	教育活動等の状況に関する自己点検及び評価を適切に機能するものとして実施し、当該情報を公表する必要がある。	法科大学院での改善活動に加え、全学の評価を所掌する評価室において、本認証評価結果の指摘事項への対応状況に係るフォローアップを実施することとした。		

第11章	進級の状況について公表されていないため、当該情報を公表する必要がある。	対応について現在検討中である。	平成30年度中に公表する予定である。	
------	-------------------------------------	-----------------	--------------------	--

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。